

## 令和元年度（平成 31 年度）定期監査報告書

### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査

### 2 監査を執行した監査委員

監査委員 土尻 滋（書面による）

監査委員 吉田 充宏

### 3 監査の対象及び範囲

人事課，秘書広報課，環境政策課，健康増進課，子育て支援課，農業政策課，都市整備課，国体・スポーツ推進課，監査委員事務局における令和元年度（平成 31 年度）（平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 12 月末日）に執行した事務事業。

### 4 監査期日

令和 2 年 2 月 17 日（月） 秘書広報課，人事課

令和 2 年 2 月 19 日（水） 国体・スポーツ推進課，農業政策課

令和 2 年 2 月 20 日（木） 子育て支援課

令和 2 年 2 月 25 日（火） 環境政策課，監査委員事務局

令和 2 年 2 月 26 日（水） 都市整備課，健康増進課

### 5 監査の主な観点

#### （1）事務事業及び予算の執行状況について

- ・事務事業及び予算の執行は，適法で計画的，効率的に行われているか。
- ・徴収・収納事務は適正に行われているか。
- ・支出の手続きは適正か。

#### （2）工事請負費・委託料・賃借料・備品購入費の執行状況について

- ・契約の方法は適正か。
- ・契約は適正に履行されているか。

#### （3）補助金・助成金等交付の執行状況について

- ・手続きは関係法令や要綱等に基づいて行われているか。
- ・補助団体に対し，関係法令や要綱等に則り適切な指導・監督を行っているか。

#### （4）その他

- ・財産の管理は適切に行われているか。

- ・施設の維持管理は適切に行われているか。

## 6 監査の方法

監査対象課室局より事前に関係書類の提出を求め「予算事業の概要と進捗状況等一覧（様式1）」「執行状況確認調書（様式2）」「補助金等関係調書（様式3）」その他関係証憑等を審査した。審査に当たっては、対象課室局長及び関係職員から説明を聴取するとともに、不明・疑問な点については、再度説明を求め確認を行った。このほか、備品の一部に関しては、現物の確認を行った。

## 7 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び事業の執行状況は、関係法令等に従い概ね適正に処理されていたと認められる。

改善、検討を要する事項、また、評価できる点については以下に示す。内容に応じて、それぞれ必要な措置を講じ、適正かつ効率的な事務の執行に務められたい。

### (1) 第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」東海村大会について

令和元年9月28日から10月8日にかけて、第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」が開催された。本村では、同年9月29日から10月3日までの5日間にわたり、阿漕ヶ浦公園と県立東海高等学校においてホッケー競技会の全種別が実施された。両会場には、選手や監督、観覧者を含めて延べ約14,000人の方々が全国各地から来場したほか、茨城チームの試合は毎回スタンドが満員になるなど、東海村大会は大きな盛り上がりを見せ、成功を収めることができた。

大会成功の要因として、所管課は、実に多くの業務を企画・マネジメントしながら、様々な関係者の連結点となり調整機能を良く果たした。彼らの努力と貢献を大きく評価したい。また、全庁的な連携・協力が図られたことも大きかった。

そして、大会成功の土台になったのは、大勢の村民や関係者の協力・支援である。花いっぱい運動で育成したプランターの飾花や、手作りによるのぼり旗の制作、国体開催の機運を高める各種イベントの開催、競技期間中に大会運営を支えたボランティアなど、大変多くの取組みが行われた。学校、各種団体、企業、ボランティアなど、様々な立場の方たちが一つの目標に向かって協力し合い、大会を作り上げたものと感じている。

このほか、所管課によると、東海村大会の開催を通して、村民の方々にはホッケーの魅力やスポーツの素晴らしさ、観戦や応援の楽しさを感じていただけたのではないかと。そして何よりも、準備や運営に携わったボランティアの方々を中心に、大会を「支える」体験をする中で、様々な人との出会いや気づきがあり、誰かの役に立っているという実感を得たのではないかとということである。

このように、東海村大会が育んだものの一つに、「何らかの貢献をしたい」という村民の想いが広がったことがあるだろう。多様な価値を持つ「スポーツ」は、あら

ゆる人を巻き込みながら持続的なまちづくりをしようとする時、共感や連携を育む基盤になり得るものでもある。今後、スポーツを一つのキーワードに、大会で育まれた村民の思いを持続的に十分に生かしていけるよう、まちづくりを進めていってもらいたい。

## (2) しごとの仕方改革について

第5次行財政改革大綱の基本方針の一つである「しごとの仕方改革」は、職員のしごとの仕方に着目し、一つひとつの業務を改善し積み上げることで、職員や組織の生産性を向上させる取組みであり、最終的には職員（組織）の改革・改善意識の醸成を目指すものである。所管課によると、これまでの実績は次のとおり推移しているという。

- ・職員改善実感率は上昇（平成29年度 75.2%、平成30年度 76.8%）
- ・時間外勤務時間数は増加（平成29年度 58,460時間、平成30年度 60,948時間）
- ・改善の提案数は増加（平成29年度は277件、平成30年度は342件）

令和元年度は、しごとの仕方改革を開始して3年目になる。実績からは、各職場がこの改革に積極的に取り組んでいることや、多くの職員が業務改善により仕事の効率が向上したと実感していることが窺える。本取組みにより仕事をしやすい環境が徐々に整い、業務フロー等の見直しにより事務の合理化が図られた結果、職員が仕事の効率化を実感することで、更なる改善に取り組む好循環が生まれつつあるのではないかと考える。

時間外勤務については、令和元年度の時間外勤務時間数を推計すると、平成30年度よりも減少する見込みである。これは、時間外勤務命令の新たな上限規制の影響が大きいと考えられるが、しごとの仕方改革の進捗も一つの要因になっているということである。

現在取り組んでいる庁内会議や事務のペーパーレス化についても、対象をさらに広げることで、印刷や差替えなどの手間が減少し、また、会議時間の短縮や会議の効率化等が期待できる。

一つひとつの小さな改善で得られる時間はわずかでも、積み重ねることで生産性が複利的に向上し、時間外勤務時間の減少や村民サービスの向上など多方面に好影響を与えることにもなる。職員が主体的に改善を考え、実行していけるよう、引き続き職員の意識改革を推進してもらいたい。

## (3) 干し芋残渣の有効利用について

本村の主要産業の一つである干し芋については、生産過程において大量の残渣が発生しているが、多くの生産者が自己の農地に漉き込むなどによる方法で処理を行っている。しかし、場合によっては、これら干し芋残渣から悪臭が発生するなど周囲の生活環境に影響を及ぼすこともあり、その適切な処理が課題になっている。

所管課によると、干し芋残渣は事業活動に伴い発生する産業廃棄物であり、排出事業者が処理責任を負うものの、村としては、食品廃棄物の排出を抑制し資源としての有効利用を推進する観点から、有識者や生産者等とともに、干し芋残渣を利活用する方向で新たな処理方法を模索している。これまで検討を進めてきた干し芋残渣を主原料としたバイオマス・エネルギー利用については、今年度、実現は困難という結論を得たが、他の利用法には、現にエコフィード（食品循環資源利用飼料）として飼料化している、あるいは堆肥化に取り組んでいる事例があるということである。

廃棄物を減らし資源を循環させながら利用していく「循環型社会」の構築を目指す中、食品の製造段階における廃棄物の減量には大きな意義がある。干し芋残渣に関して生産者にメリットがある処理方法を実現できれば、適切な処理に取り組む農家が増えていくのではないかと。干し芋残渣の飼料化や堆肥化の実現可能性について、引き続き調査・検討を進めてもらいたい。

#### (4) 備品の適正管理について

今回の定期監査では、対象課の中から4課を選定し備品台帳の提出を求めるとともに、一部施設において、備品現物の管理状況等について実地で確認を行った。そのうち、書面の提出のみを求めた一部の課においては、備品台帳登録の備品について、「所在不明」の表記がある複数のイスや棚のほか、「修繕予定」の表記がある彫刻物があった。それら備品の現況を確認すると、いずれも既に現物は無く、処分済みであるという。

東海村財務規則によると、物品については、財産管理者（各課長）と物品の使用者は「常に良好な状態において使用し、かつ、その所有の目的に応じて最も効率的な運用をするように管理しなければならない」とされ、そのうち備品については、備品台帳の整備や備品への標識の貼付、保管や修繕、処分等の手続きが定められている。

本事案は何らかの理由で当該備品を処分した際に手続きが漏れたものと考えられるが、現状、当該課の備品台帳は現物と一致しない状態になっていることから、速やかに処分等の手続きを実施すべきである。また、他課においても、当該規則に基づく適正な管理を行うよう留意して取り組まれない。

以上、報告する。

令和2年3月25日

東海村監査委員 土尻 滋

東海村監査委員 吉田 充宏